

広報

あち

10月

2012 OCTOBER No.206



智里東地区の村民運動会

主な内容

- 平成23年度 決算概要 2 P ~ 5 P
- 国民年金保険料の後納制度が始まりました ... 6 P
- 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます ... 8 P
- 上下水道事業の財政について 12 P
- 阿智村議会議員一般選挙 16 P

村民運動会

10月14日（日）に会地・伍和・智里東・智里西の各地区で村民運動会が行われました。

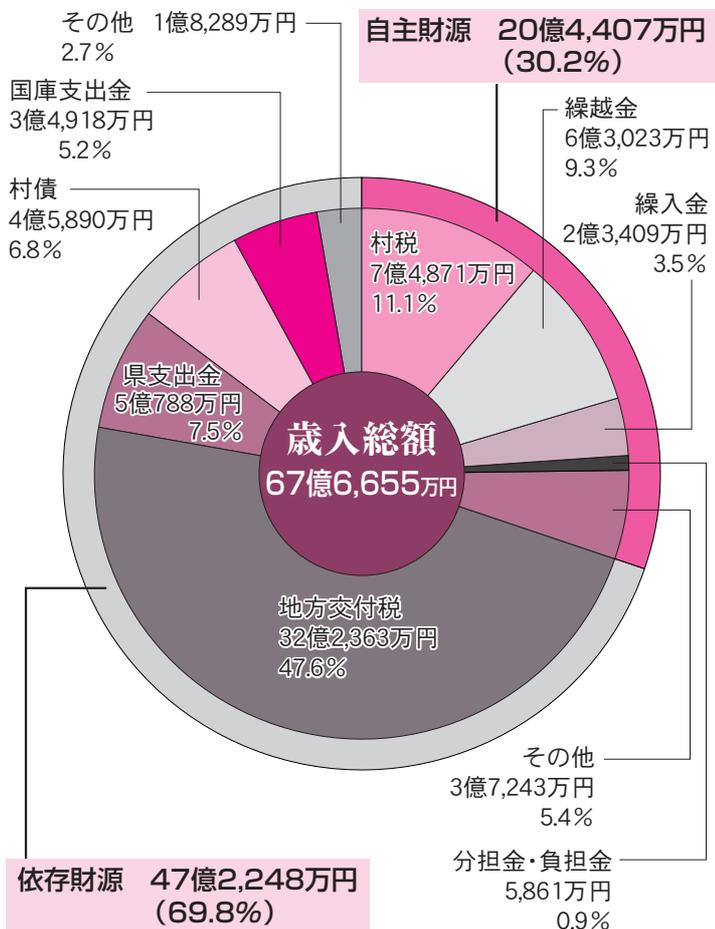
秋空の下、幼児からお年寄りまで多くの村民が競技を楽しみ親睦を深めました。

私たちの村(10/1現在) 人口6,835人 男3,301人 女3,534人 世帯2,380戸

●阿智村のホームページ
<http://www.vill.achi.nagano.jp/>

平成23年度

決算概要



9月定例会において、平成23年度の一般会計及び各特別会計の決算が認定されました。一般会計の決算額は、歳入が67億6,655万円(10.3%減)、歳出は61億3,400万円(9.0%減)、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は5億3,829万円の黒字となりました。中学校改築事業や23年度は、22年度決算と比べ歳出で6億9,809万円の減となりました。中学校改築事業や国の経済対策臨時交付金事業が減少している影響です。

歳入の柱である地方交付税は、前年比0.2%、約800万円減の、32億2,363万円となりました。依存財源では、国庫支出金が中学校建設に対する補助金や経済対策臨時交付金等が減少したことにより、前年比55.3%減の3億4,918万円となっています。また、村債では22年度に引き続き一般財源として使える臨時財政対策債の発行を行いませんでした。このことも決算の総額が減少した大きな要因となっています。

歳出では(主な事業は別表のとおり)、普通建設事業費が中学校改築事業や国の経済対策臨時交付金事業の減少により、前年比21.7%減の、15億2,846万円、積立金が減債基金等への積立金の減少により、前年度比58.3%減の2億3,154万円、公債費が、繰上償還額の減少等により6.1%減の9億9,506万円となっています。

一般会計決算(歳入)

(単位:万円)

項目		23年度歳入額	増減額
自主財源	村税	7億4,871	259
	繰越金	6億3,023	1億1,176
	繰入金	2億3,409	2,082
	分担金・負担金	5,861	41
	その他	3億7,243	▲4,200
	計	20億4,407	9,358
依存財源	地方交付税	32億2,363	▲807
	県支出金	5億788	1億9,436
	村債	4億5,890	▲5億460
	国庫支出金	3億4,918	▲4億3,184
	その他	1億8,289	▲860
	計	47億2,248	▲7億5,875
合計	67億6,655	▲6億6,517	

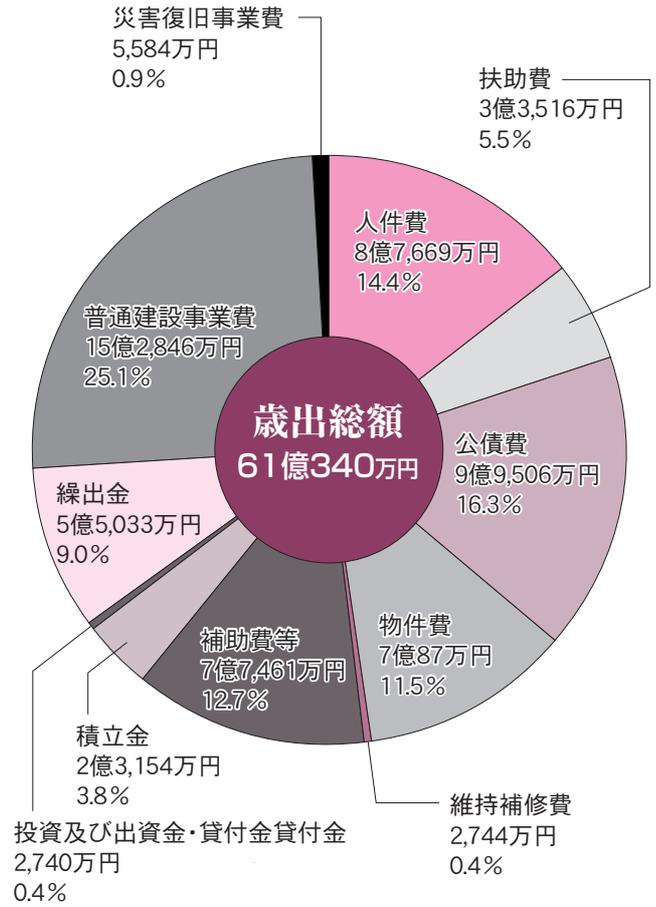
村税の内訳 (単位:万円)

村民税	2億4,866
固定資産税	3億9,170
軽自動車税	1,942
たばこ税	4,073
入湯税	4,820
合計	7億4,871

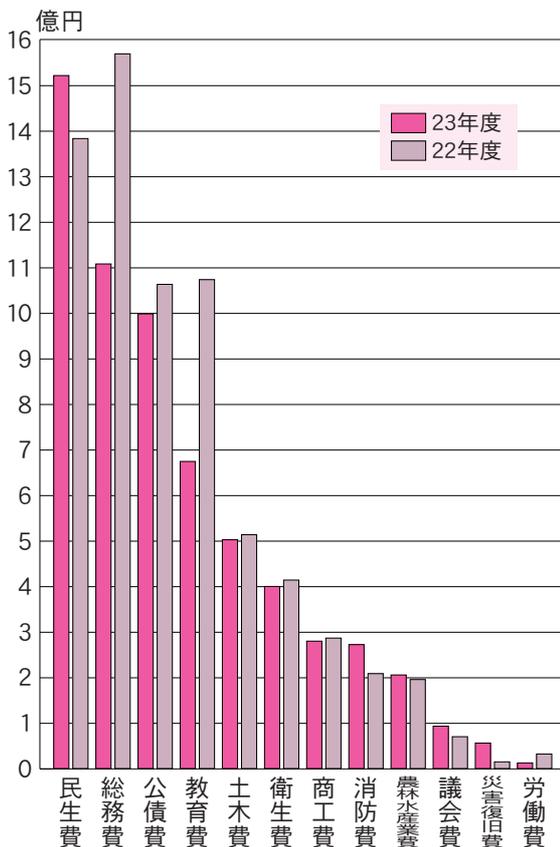
特別会計の歳入歳出決算

(単位：万円)

会 計	歳 入	歳 出	差引額
国保事業(事業勘定)	6億2,108	6億 191	1,917
国保事業(直診勘定)	1億 736	9,438	1,298
村営水道事業	2億1,930	2億1,251	679
下水道事業	2億3,947	2億3,398	549
農業集落排水事業	1億2,906	1億2,644	262
介護保険	7億4,096	7億3,157	939
後期高齢者医療	6,012	5,941	71



一般会計決算(歳出・目的別)



一般会計決算(歳出・性質別)

(単位：万円)

項 目		23年度歳出額	増減額
經常的経費	人 件 費	8億7,669	2,815
	うち職員等の給与	5億1,538	249
	扶 助 費	3億3,516	1,127
	公 債 費	9億9,506	▲ 6,462
	小 計	22億 691	▲ 2,520
物 件 費	物 件 費	7億 87	1,536
	維 持 補 修 費	2,744	534
	補 助 費 等	7億7,461	466
計	37億 983	16	
積 立 金	2億3,154	▲ 3億2,344	
投資及び出資金・貸付金	2,740	1,924	
繰 出 金	5億5,033	▲ 1,281	
投資的経費	普 通 建 設 事 業 費	15億2,846	▲ 4億2,243
	災 害 復 旧 事 業 費	5,584	4,119
	計	15億8,430	▲ 3億8,124
合 計	61億 340	▲ 6億9,809	

平成23年度決算

主な事業

産業振興

- 湯つたりーな昼神修繕工事 1,155万円
- 南信州機能性食品工場事業 1,200万円

子育て支援・若者定住・教育

- 統合阿智中学校改築工事 2億9,800万円
- 外構・中庭工事
- 中学校パソコンシステム更新事業 1,197万円
- 浪合通年合宿センター増築事業 3,980万円



浪合通年合宿センター

- 分譲住宅地造成事業 1,835万円
- 下平分譲宅地用地購入、造成工事
- 若者定住促進住宅新増築等支援金 2,965万円
- 新築18件、用地取得8件、増改築3件、空き家取得2件に助成

健康づくり

- 介護予防・生活支援事業 1,445万円
- 特養「阿智荘」増改築工事 5億5,425万円



特養「阿智荘」

- トイレ設置工事 1,880万円
- ピア・阿智中学校・栗矢水中運動教室 634万円

農林業

- 県営中山間総合農地防災事業 3,000万円
- 中山間地域直接支払事業 1,526万円
- 分収造林委託事業 1,852万円
- 有害鳥獣対策事業 3,373万円
- 捕獲報償金、緩衝帯の整備、ジビエ加工施設整備等

生活環境整備

- 村道改良舗装事業 6,025万円
- 村内3箇所
- 村道維持補修工事 1,883万円
- (工事43件、資材66件、重機借り上げ22件)
- 合併浄化槽設置補助 915万円
- CATV伝送路等修繕事業 2,882万円
- 阿智地区インターネットサービス公設民営型への切替
- 清内路CATV伝送路等修繕事業 3,272万円
- 清内路地区インターネットサービス公設民営型への切替

その他

- 一般会計の起債の繰上償還 1億7,680万円
- 戸籍総合システム更改事業 1,890万円
- 基幹システム更新事業 1,638万円
- 上中関区自治会館建設事業 9,282万円
- 自治会活動支援金 1,659万円
- 公有財産台帳整備事業 1,365万円
- 伊達市サマーキャンプ事業 436万円
- 村制55周年記念事業 919万円
- 消防団詰所消防車輛格納庫整備事業 5,161万円
- 4分団・5分団・6分団



上中関区自治会館

会計別の基金・村債残高 (万円)

会計区分	基金残高(貯金)	村債残高(借金)
一般会計	46億1,152	63億4,386
国保事業	1億3,469	2,278
村営水道事業	1億 389	10億5,095
下水道事業	3億6,697	20億8,488
農業集落排水事業	274	7億9,162
介護保険	0	-
合計	52億1,981	102億9,409

自治体財政健全化法によって、自治体が毎年度、財政状況を4つの指標で測って公表するように義務づけられました。表の③～⑥の結果によって、「健全」「早期健全化」「再生」の3つに分類されます。いいかえれば、青信号、黄信号、赤信号になります。阿智村はこの指標も基準以下であり、すべて「健全」の状態となっています。

財政健全化法について



第5分団詰所

数字でみる財政事情

	①財政力指数	②経常収支比率	③実質公債費比率	④実質赤字比率	⑤連結実質赤字比率	⑥将来負担比率
	自前の財政指数	自由に使えない資金	借金返済金の割合	一般会計等の赤字の比率	全会計の赤字の比率	将来負担すべき実質的な負債の割合
	1に近いほど余裕	70~80%が適正	18%以下が望ましい	15%以上要注意	20%以上要注意	250%以上要注意
阿智村 23年度	0.22	79.2	9.1	-	-	-
阿智村 22年度	0.22	79.1	11.4	-	-	-
阿智村 21年度	0.23	76.7	14.5	-	-	-
長野県平均 (H23)	0.40	84.0	10.8	-	-	27.8

①【財政力指数】

地方公共団体の財政基盤の強弱を示す指数で、「1」に近く、あるいは「1」を超えるほど、財政に余裕がある。

②【経常収支比率】

財政構造の弾力性を示す数値。使い道が自由な経常一般財源から毎年必ず支払う経常経費に充てられる割合をいう。比率が低い方が自由に使える資金が多い。

③【実質公債費比率】

全会計が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する割合。18%以上が要注意。25%以上になると早期健全化基準の該当になる。

④【実質赤字比率】

一般会計等を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率。15%以上になると早期健全化基準の該当になる。

⑤【連結実質赤字比率】

全会計を対象にした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。20%以上になると早期健全化基準の該当になる。

⑥【将来負担比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。350%以上になると早期健全化基準の該当になる。

標準財政規模

地方公共団体が標準的な状態で収入できるであろう経常一般財源（毎年度継続的に収入される使い道に制限のない収入）の規模を示すもの

早期健全化基準

財政健全化に関する法律が施行されたことに伴い、③～⑥のいずれかの指標が基準以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

国民年金保険料の後納制度が始まりました

これまで、国民年金保険料は納付期限を2年過ぎると納めることができませんでしたが、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の保険料を納めることができるようになりました。

過去10年以内で納め忘れていた保険料を納めることにより、将来の年金額を増やしたり、年金受給権の確保につなげることができます。

後納制度は、事前申し込みが必要です。審査の結果、後納制度をご利用いただけない場合もございます。

詳しくは、

国民年金保険料専用ダイヤル（☎0570-011-050）

または、

飯田年金事務所 国民年金課（☎0265-22-3670）

までお問い合わせください。

※ねんきんネット（<http://www.nenkin.go.jp>）で、ご自身の年金記録を確認することができます。ご利用ください。

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れに関する電話や、戸別訪問による納付のご案内・免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

《平成24年10月～平成25年1月まで》

飯田年金事務所管内 → **（株）オリエントコーポレーション**
（お問い合わせ：☎0120-217-736）

振り込め詐欺などにご注意ください！！

- ・委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書によるお支払いをご案内するため、**銀行口座を指定してATM操作により振り込みをお願いすることはありません。**
 - ・委託事業者が戸別訪問する場合、**顔写真入りの戸別訪問員証明書（身分証）を提示し**、年金制度の説明を行ったうえで納付のご案内や、免除等の申請手続きのご案内を行います。
- ※**保険料をお預かりすることはありません。**

国民健康保険ご加入の65歳から74歳の皆さまへ

後期高齢者医療は障害認定により加入することができます

65歳から74歳の方で、一定の障がい状態にある方は、申請により後期高齢者医療に加入することができます。

後期高齢者医療に加入することで、一部負担金の割合や保険料が軽減される可能性もあります。

【質問1】 「一定の障がいってどんな状態？」

【回答1】 細かい規定はありますが、身体障害者手帳1、2、3級をお持ちの場合は該当となります。

【質問2】 「私の保険料はどのくらい安くなる？」

【回答2】 世帯の状況によって異なります。個々に計算することができますので、試算してみたい方は担当までご連絡ください。

手続きに必要な持ち物やご不明な点は、担当までお問い合わせください。

●お問い合わせ● 民生課保健係 ☎43-2220 (内線 241)

阿智村障がい者虐待防止センター がスタートしました

10月1日より、障害者虐待防止法が施行されました。これに伴い、村では阿智村自立生活支援センター内に阿智村障がい者虐待防止センターを設置しました。このセンターは、障がい者虐待の通報や届出、相談の受付窓口となり、障がい者の安全確認や緊急性の把握などを行います。また、関係機関との連携を図りながら障がい者虐待の未然防止や早期発見・対応、適切な支援を行うための体制を整備します。

「虐待かもしれない…」と思ったら、

- ・ 阿智村障がい者虐待防止センター ☎45-1140 (阿智村自立生活支援センター)
- ・ 阿智村役場民生課福祉係 ☎43-2220

障害者虐待防止法で定義している虐待の種類

【養護者による障がい者虐待】

障がい者の生活の世話や金銭の管理をしている家族や親族、同居する人による虐待のこと

【障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待】

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のこと

【使用者による障がい者虐待】

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこと。

障がい者虐待の例

身体的虐待 心理的虐待 性的虐待 放棄・放任(ネグレクト) 経済的虐待

平成26年1月から

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年度あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

平成26年1月からの記帳・帳簿等保存制度

○対象となる方

事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

※所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

○記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載します。記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

○帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますのでご覧ください。詳しくは、飯田税務署個人課税部門(0265-22-1165)にお問い合わせください。

平成24年分 所得税青色申告決算説明会 日程表

月/日(曜日)	時間	会場	対象所得
11/28(水)	10:00~11:30	阿智村商工会館	営業・不動産
12/07(金)	13:30~15:30	JAみなみ信州阿智支所 三階会議室	農業

国民健康保険の保険証 が個人ごとのカードタイプ になりました

十月一日より国民健康保険の保険証が更新されました。これからの保険証は、個人ごとでカードタイプとなります。一般の方は、緑色に、退職者の方はオレンジ色に変更されています。

一部を除き既に郵送してありますので、今までお使いの保険証と差し替え頂き、記載事項に誤りがないか確認しましょう。

なお、古い保険証は間違いを防ぐために各ご家庭で破棄していただきますようお願いいたします。

また、医療機関を受診の際は、必ず新しい保険証を窓口で提示して受診しましょう。

*新たに国民健康保険へ加入される方、他の健康保険へ加入した方は、必ず届け出を行ってください。

【お問い合わせ】

民生課保健係

☎四三二二二二〇（内線二四一）

人間ドック・脳ドック に補助があります

国民健康保険・後期高齢者医療にご加入の方で、人間ドック・脳ドックを受診された方に補助があります。

【交付内容】

国民健康保険の被保険者は、国民健康保険税の滞納がない世帯。後期高齢者医療の被保険者は、後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯。検査料の七割相当額まで、上限は三万円です。（任意で追加された検査料は除きます）一年に一回の受診に限ります。

【持ち物】

保険証・領収書・印鑑・健診結果表・通帳など振込先のわかる物

【申請・お問い合わせ】

民生課保健係

☎四三二二二二〇（内線二四一）

不妊症治療に補助があります (芽生え支援事業)

少子化対策事業の一環として、不妊症に関する治療費の一部を補助します。

【交付内容】

(対象者) 阿智村に一年以上住所

を有しているご夫婦で、不妊治療を必要とする方。村税や村に納付すべき負担金等に滞納がない世帯。

(対象経費) 不妊症にかかわる保険診療適用外の検査及び診療費

(補助金額) 治療費の二分の一以内で、一年度十五万円が限度。

(持ちもの) 医師の意見書・領収書・印鑑 通帳など振込先のわかる物

【申請・お問い合わせ】

民生課保健係
☎四三二二二二〇（内線二四一）

平成25年度保育園入園 説明会の開催について

平成二十五年度保育園入園説明会を次の通り開催します。

①三歳以上児対象

・期日 十一月十六日(金)

・時間及び場所

午前十時から 中央公民館ホール

午後七時から 保健センター

*いずれか都合の良い時間にご出席

ください

・対象

平成二十五年四月一日までに三歳

になっている児童

*託児を用意します。十一月九日ま

でにお申し込みください。

②三歳未満児対象

・期日 十一月二十二日(木)

・時間及び場所

午前十時から 中央公民館和室

・対象

二十五年度中に三歳未満児で入園

を予定している児童

いずれも当日、会場にて入園申込

書を配布します。

未満児保育の入園申し込みについて

三歳未満児の保育園入園について

は、随時受付を行っておりますが、

入園調整および審査を行うため受付

期間を設けています。

三歳未満児の入園申込の受付は、

原則、入園を希望される月の六か月

前から三か月前までとします。

四月から入園を希望されている場

合は一月末までに申込をしていただ

くこととなります。なお、審査の結

果入園基準に当てはまらない場合は、

入園ができない場合もあります。

また、家族の急病など、緊急の場

合は、この限りではないのでご相談

ください。

お問い合わせ：教育委員会保育園係

(☎四五二二二二)

人事異動

村職員等

▼退職者（九月三十日付）
▽教育委員会 教育次長

佐々木正義

教育委員の改選について

教育委員の宮嶋加津子さん（委員
長職務代理者）、原京子さんが九月
三十日で任期満了となり、新たに佐々
木正義さん（前役場教育次長・中関
下）が任命され、原さんは再任され
ました。

なお、教育委員会において、委員
長に塚田紀昭さん、委員長職務代理
者に熊谷紀夫さん、教育長に佐々木
正義さんが選任されました。



佐々木正義さん

阿智村交通安全指導員 を紹介します

七月十三日に村長から六名の方が
委嘱されました。任期は、平成二十
四年七月十三日～平成二十六年七月
十二日の二年間となります。よろし
くお願いします。

【交通指導員の主な活動】

- ・街頭指導、シートベルト調査
- ・各小学校の交通安全教室
- ・各種イベント等での交通整理
- ・交通安全協会が開催する事業への協力
- ・火災、交通事故時の交通整理
- ・交通死亡事故の現地診断 など



春日 喜信



伍和 原 政義



智里東 水上 勝利



智里西 熊谷 信夫



浪合 常盤 房夫



清内路 櫻井 弘道

借金の返済にお困り の方をご相談ください

長野財務事務所では、借金を抱え
お悩みの方を対象とした相談を毎日
（平日）行っています。相談内容に
応じて弁護士・司法書士などを紹介
します。秘密厳守相談無料です。ひ
とりで悩まずにご相談ください。

【受付】平日八時半～十二時、十三
時～十六時半

【お問い合わせ】財務省関東財務局
長野財務事務所「多重債務相談窓口」
〇二六―二三四―二九七〇（直通）

ネットカウンセリング のご案内

長野市旭町二一〇八 長野第二合
同庁舎五階

働くことや就活の悩み、職場での
悩みをメールでご相談いただけます。

◇受付：ジヨブカフェ信州ホームペー
ジ「ネット相談」から受付。
[http://www.jobcafe-](http://www.jobcafe-shinshu.pref.nagano.lg.jp)

◇期間：平成二十五年三月末日まで
毎日、二十四時間受付

◇「就活ってどうすすめたら良い？」
「職場になじめず、仕事を続けら
れるか不安…」なかなか家を出ら
れない方や、お仕事で時間が無い
といった方、お気軽にご相談下さ
い。

◇対象：四十代前半までの方
【お問い合わせ】

若年者地域連携事業推進センター
／株式会社「コミュニケーション
ズ・アイ

（長野労働局 ハローワーク 長野
県 厚生労働省若年者地域連携事
業委託団体）

電話〇二六三―二七五〇一〇

農業委員会

からのお知らせ

農地パトロールを行います

阿智村農業委員会では、農地パトロール（農地の利用状況調査）を実施します。この調査は、改正農地法の規定に基づくもので、農業委員会は、毎年1回その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行います。農業委員や調査関係者が、調査のために皆様の農地に立ち入ることがあります。ご理解とご協力をお願い致します。

調査の中では、違反転用についても調査をします。許可なく転用した場合や、許可されたとおりに転用しなかった場合には罰則があります。

遊休農地をなくそう

農地は一度耕作をやめて数年経れば原形を失うほどに荒れてしまいます。耕作放棄地は、農地集積に支障をきたすだけでなく、周辺農地の病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど農業振興に悪影響を及ぼします。

草刈りや耕起などにより、耕作放棄の解消が可能な農地の所有者は、

農地法の規定に基づき再生利用するか、いつでも耕作可能な状態にするなど、農地の適正な管理をお願いします。

転用については事前にご相談ください

農地を転用する場合は、農地法以外にも他の法律により制限がありますので、申請をする前に各地区農業委員または、農業委員会事務局までご相談下さい。

なお、転用予定地が農振法の農用地区域内（青地）にある場合は、農振除外の手続きにより農用地から外さなければなりません。審議会は年2回程度（6月、12月に予定）開催されますが、その前月末が締め切りとなっています。申請の前に農業委員会事務局において農用地区域の確認及び、審議会の開催について確認をしてください。

（所有者が200㎡未満の農業用施設として転用する場合は、許可は不要ですが届出は必要です。）

申請書受付締切は、毎月十五日です。

お問い合わせ

農業委員会事務局

（ふるさと整備課内）

☎四三二二二〇（内線二二七）

阿智村ふるさとづくり寄附金について

平成20年にスタートしました「ふるさとづくり寄附金」に、23年度中に60件287万1千円のご寄付を頂きました。

又、法人の皆さんによる「満蒙開拓平和記念館」へのご寄付は、2件15万円になりました。多くの皆さんのご寄付誠にありがとうございました。

（単位：千円）

事業の種類	23年度		22年度			21年度			20年度		計	
	件数	金額	件数	金額	取り崩し	件数	金額	取り崩し	件数	金額	件数	金額
農村記録写真に関する事業			1	20		1	20		1	20	3	60
山本慈昭平和記念館に関する事業	7	200	19	202		14	77		2	12	42	491
歴史・文化・景観保存に関する事業	1	10	2	60		1	20				4	90
満蒙開拓平和記念館に関する事業	46	1,661	105	1,860		70	6,241		1	10	222	9,772
福祉・子育て支援・人材育成に関する事業	4	850	3	660	600	4	710	600	4	755	15	1,775
昼神・治部坂ほか産業振興に関する事業	1	100	1	3					1	10	3	113
事業指定無し	1	50	4	80		6	156		7	211	18	497
基金利子		3		3			1					7
計	60	2,874	135	2,888	600	96	7,225	600	16	1,018	307	12,805
満蒙開拓平和記念館建設基金	2	150	28	1,182		12	2,657				42	3,989

※満蒙開拓平和記念館建設基金利子 4千円

上下水道事業の財政について

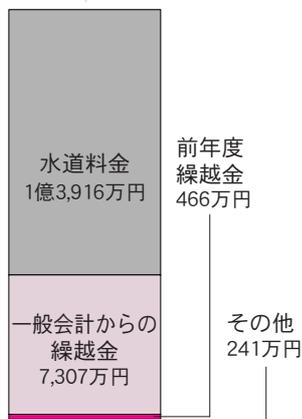
平成23年度水道事業・下水道事業等決算から

私たちの生活に欠かせない水道水を、皆様のご家庭に供給する「水道事業」、使用された水を汚水として処理する「下水道事業や農業集落排水事業」は、それぞれ水道料金や下水道使用料・農業集落排水使用料を主な収入源とて、一般会計とは別に独立採算を原則とする特別会計（企業会計）により経営しています。

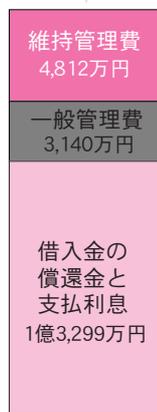
どの事業も多く的一般会計からの繰入金により収支が保たれています。

水道事業

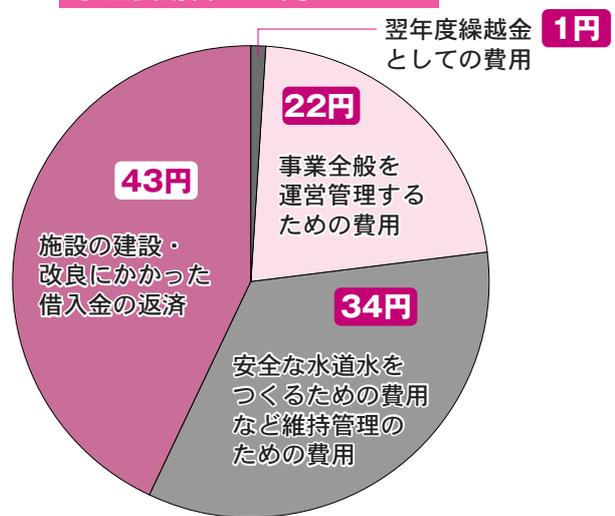
収入 2億1,930万円



支出 2億1,251万円



水道使用料100円のゆくえ



■水道事業概況

給水人口（水道を使用している地域の人口） 6,801人

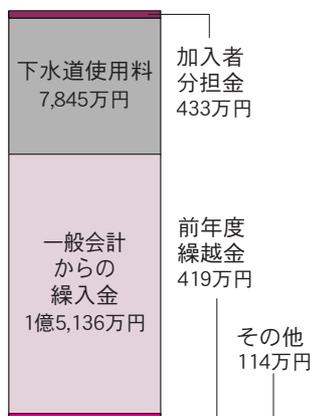
年間有収水量（1年間に家庭等で使われた水の量） 922.3千m³

給水原価（水1m³を家庭等に届ける費用） 209.9円/m³

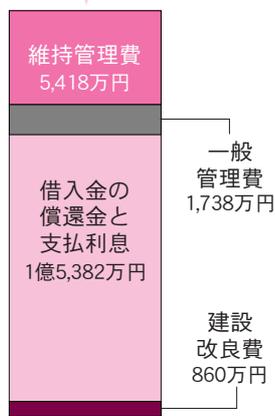
供給単価（水道料金1m³あたりの金額） 150.8円/m³

下水道事業

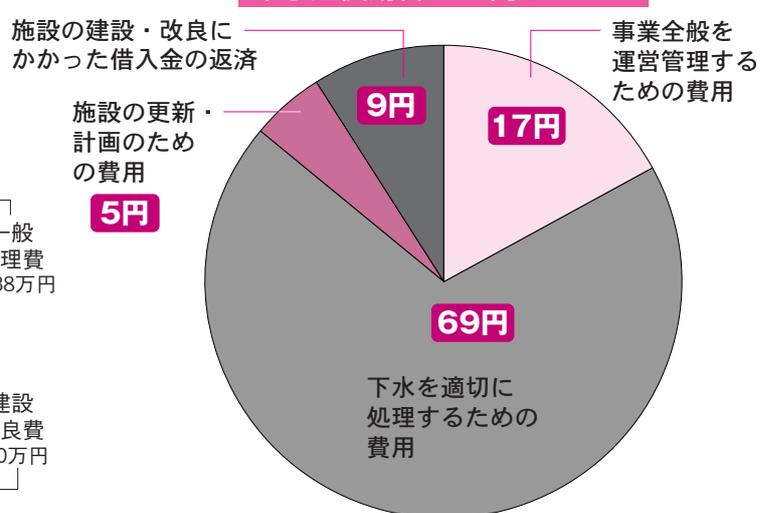
収入 2億3,947万円



支出 2億3,398万円



下水道使用料100円のゆくえ



■下水道事業概況

水洗化人口（下水道を使用している人口） 2,650人

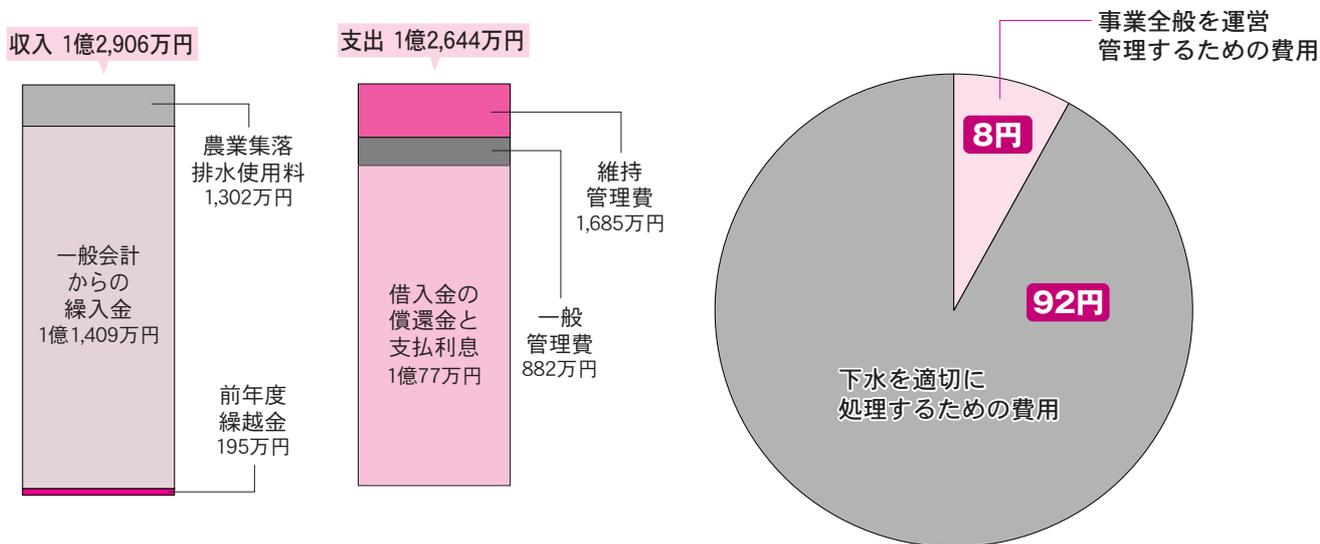
水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口） 85.4%

汚水処理原価（汚水1m³を処理するための費用） 159.1円/m³

使用料単価（下水道使用料1m³あたりの金額） 159.0円/m³

農業集落排水事業

農業集落排水使用料100円のゆくえ



■農業集落排水事業概況

水洗化人口（農業集落排水施設を使用している人口） 1,034人

水洗化率（水洗化人口/処理区域内人口） 92.1%

汚水処理原価（汚水1m³を処理するための費用） 354.3円/m³

使用料単価（下水道使用料1m³あたりの金額） 179.9円/m³

平成24年度 自衛官等募集

		受付期間	試験時期									
1 陸上自衛隊 高等工科 学校生徒	推薦試験	平成24年11月1日 ～12月7日	平成25年1月12日 ～14日の内1日		高校の教育を受けながら、陸上自衛官として教養を高めたい方に！							
	一般試験	平成24年11月1日 ～平成25年1月7日	1次試験 平成25年1月19日 2次試験 平成25年2月2日 ～5日の内1日									
応募資格 中卒（見込みを含む）15歳以上17歳未満の者												
2 自衛官 候補生	(男子)	募集期	隊別	採用予定人員(人)	試験時期	合格発表	採用時期	参考(23年度採用者)				
		1～3月	陸自	6,424					受付時に指定	その都度	3～4月 (平成25年度)	約2470
			海自	568								約490
	空自		1,320	約630								
	(女子)	1～3月	陸自	500	9月	11月	3～4月 (平成25年度)	約500				
			海自	80				約50				
空自			132	約60								
応募資格 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者で、日本国籍を有し、かつ自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しない者												
3 看護学生	受付期間	区分	採用予定人員(人)	試験時期	合格発表	採用時期	参考(23年度採用者)					
	9～10月	陸	70	1次 10月 2次 11月	1次 11月 最終 1月 (平成25年)	3～4月 (平成25年度)	67					
応募資格 平成25年4月1日現在、18歳以上24歳未満の者で、日本国籍を有し、かつ自衛隊法第38条第1項に定める欠格事項に該当しない者												

※詳しくは、自衛隊長野地方協力本部 飯田出張所までお問い合わせください。 ☎ 0265-22-2613

村営住宅の 入居者募集

村営住宅 定住促進堀上住宅・アラヤ第一団地・アラヤ第二団地・大平住宅の入居者を募集します。

募集住宅名・戸数・間取り等は左記のとおりです。入居を希望される方は、定住支援センターまでご連絡下さい。

○お問い合わせ

定住支援センター

☎四三二二二〇(内線三三二)

住宅名	戸数	間取り	地区名	条件等
定住促進堀上住宅	1戸	3LDK	清内路	定住促進住宅世帯向け
アラヤ第1団地	2戸	3DK	清内路	公営住宅所得制限有り世帯向け
アラヤ第2団地	1戸	3LDK メゾネットタイプ	清内路	公営住宅所得制限有り世帯向け
大平住宅	1戸	3LDK	浪合	公営住宅所得制限有り世帯向け

空間放射線測定器を 貸し出しています

村では、昨年度空間放射線測定器(簡易測定器)を購入しました。空気中の微量なγ線が測定できます。ご自宅でも簡単に操作できる機器ですので、身近な場所の測定をしてみたいかがでしょうか。機械の貸出については、役場地域経営課までご連絡ください。 ※空間放射線測定器ですので、食品や水、土壌などの測定はできません。

○お問い合わせ

地域経営課

☎四三二二二〇(内線三三二)

「自然にやさしい エネルギーin阿智」 を開催します

阿智村の身近にある、本来手軽に使えるはずの「自然エネルギー」を再発見してみませんか。「自然にやさしいエネルギーin阿智」は、村民の皆さんが身近にある自然エネルギーを活用して、自然にやさしい暮らしをはじめめるきっかけづくりとなる事業を行います。ぜひ大勢の方のご参加をお願いします。

①自然エネルギー設備の展示、相談会の実施
十一月十日(土) 十一日(日)
十一月十日(土) 十一日(日)

②村内の新エネルギー導入施設の視察・体験ツアー…十一月～十二月
③講演会・自然エネルギー討論会
…十二月中旬

※各事業の詳細は、チラシ、放送等でお知らせします。

○お問い合わせ

地域経営課

☎四三二二二〇(内線三三二)

ご存じですか?

交通遺児等(育成資金) 貸付介護料の支給

○交通遺児等(育成資金)貸付

自動車事故により保護者の方が死亡または、重い後遺障害になられた場合で、かつ、生活が困窮であるご家庭のお子さん(〇歳から中学校卒業まで)に対して、次のとおり育成資金を無利子でお貸しします。

◆貸付金額

はじめに(一時金)…十五万五千円
毎月…二万円

入学(小・中学校) 支度金…四万四千元

◆貸付期間

貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

◆返還期間

中学校卒業後六ヶ月又は一年間据置いた後、月賦又は半年賦併用の二十年以内の均等払い

○介護料の支給

自動車事故により「脳」、「脊髄」、「胸腹部臓器」を損傷し、重い後遺障害になられた方で、一定の要件に該当し、介護を必要とする方に対して、次のとおり介護料を支給します。

◆支給月額

特I種 定額六万八千四百四十円
上限額十三万六千八百八十円
特II種 定額五万八千五百七十円
上限額 十万八千円
特III種 定額二万九千二百九十円
上限額 五万四千元

◆支給期間

申請を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで

○お問い合わせ

独立行政法人

自動車事故対策機構長野支所

長野市南長池七〇一三

☎〇二六一四八〇一〇五二二

阿智村議会議員一般選挙

平成二十四年十一月三十日をもって任期満了となる村議会議員の一般選挙が、次のとおり行われます。

立候補予定者打合せ会

立候補される予定の方、またはその代理の方はご出席ください。

◆十月三十一日(水)午後三時～

◆場所：阿智村コミュニティ館

ホール

届出書類等事前審査

◆十一月十二日(月)午後一時三十分～

◆場所：阿智村コミュニティ館

ホール

告示(立候補者届出)

◆十一月十三日(火)

◆時間：午前八時三十分～午後五時

◆場所：阿智村コミュニティ館

議員定数

今回の選挙から、合併の特例がなくなつて選挙区が全村一つとなり、定数は現行の十五人から三人減つて十二人となります。

投票開票

◆投票：十一月十八日(日)

午前七時～午後七時

(第一～九投票所)

午前七時～午後八時

(第十～十一、十三～十七投票所)

*第一・第二投票所の終了時間が午後七時までとなります。
*今回から第十二投票所が統合され、第十一投票所での投票になります。

◆開票：十一月十八日(日)

午後八時から

期日前投票

投票当日、仕事などの都合で不在になる方は、期日前投票ができます。

◆十一月十四日(水)～十七日(土)

◆時間：午前八時三十分～午後八時

◆場所：阿智村コミュニティ館

1階会議室

郵便による不在者投票

身体障がい者手帳をお持ちの方又は介護保険法上の要介護者で一定の要件に該当する方は、郵便による不

在者投票ができます。この場合、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付申請が必要で交付に時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

投票に行きましょう!



お問い合わせ

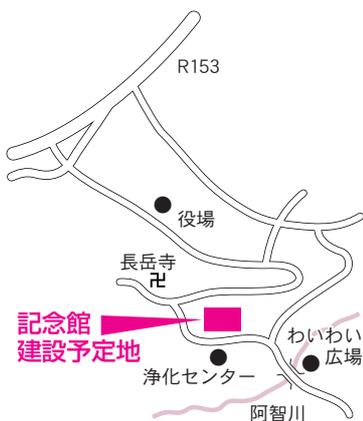
阿智村選挙管理委員会事務局

電話 四二一三二二〇

(内線二七五・二七六)

「満蒙開拓平和記念館」の建設始まる

駒場の会地浄化センターの隣地に建設の「満蒙開拓平和記念館」が去る九月十一日に起工式を挙行、いよいよ建設が始まりました。来年三月末には完成、四月下旬には開館の予定です。満蒙開拓に特化した全国で唯一の記念館であり、「残留孤児の父」と言われた山本慈昭氏（阿智村名譽村民）の顕彰コーナーなども設けられる予定です。記念館事業準備会では、「満蒙開拓を通じて平和の尊さを世界に向けて発信する拠点に」と、現在、開館に向けての展示企画、開館後の利用広報等に努めています。村民の皆さまよりの益々のご支援ご協力を宜しくお願い申し上げます。



貴重な古文書・雑誌・写真を守ろう！

家の取り壊し、蔵の整理など古いものが捨てられることがあります。それらは貴重なものが多くあり、資料として保存が必要とされています。古文書はもとより、明治・大正・昭和時代の雑誌・広告・オモチャなど、古いものが不要になった時には教育委員会社会教育係までお知らせ下さい。

お問い合わせ 教育委員会社会教育係
☎四三二二二〇〇
(内線五二〇・五二一)

東山道・園原ビクターセンター はつき木館秋季企画展示

中世神坂越え 園原と木賊展

はつき木館では、毎年秋に神坂越えに関する展示を時代毎に行っています。今回は、中世(鎌倉・南北朝・室町時代)の神坂越えに焦点をあてます。謡曲「木賊」を通じて中世の都人の持っていた神坂越えのイメージを紹介しながら、一方で出てきた焼き物を通じて、中世の神坂越えの動

き、市・宿場を想定した当時の園原を描いていきます。十二月二十六日(水)まで開催中。

●開館時間

九時三十分～十六時三十分

●火曜休館(祝日の場合、翌日休館)

●観覧無料 智里三六〇四一

☎・函 四四二二〇一一

【関連イベント】

●十二月九日(日) 午後一時半～

展示解説トーク「杉の木平遺跡と中世の神坂越え」中里信之(村学芸員)

●十二月九日(日) 午後二時半～

講演会「神坂越えと中世の伊那谷」市澤英利氏(飯田市上郷考古博物館長)

共に聴講無料です。

テレビ・ラジオの受信障害に関するお知らせ

十月は、テレビ・ラジオ放送の受信障害の防止対策を推進する「受信環境クリーン月間」です。

放送電波の受信障害とは、家庭用・工業用電気製品から発生する電気雑音、テレビ受信用ブースターの

異常発振、不法無線局からの電波、高層建築物によるビル陰障害等によつて、良好な放送の受信ができなくなるものです。

特に、不法無線局から発射される強力な電波(不法電波)により、テレビ・ラジオなどが妨害を受けるケースもあり、電波利用環境の悪化が懸念されています。

テレビがきれいに映らない、ラジオに雑音が入るといった電波に関することは、信越総合通信局までお気軽に御相談ください(無料)。

★無線設備への混信・妨害及び違法な無線設備の情報に関すること
監視調査課

(☎)〇二六―三三四―九九七六

★テレビ・ラジオなど放送の受信障害に関すること
受信障害対策官

(☎)〇二六―三三四―九九九二

★その他、情報通信の行政相談に関すること
総合通信相談所

(☎)〇二六―三三四―九九六一

ホームページ <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu>

go.jp/soutsu/shinetsu

村内に新たな

2工場が建設

春日地区に、2工場の新規建設が行われ、それぞれ竣工式・着工式が行われました。

春日七久里にはKOA株式会社国内では20年ぶりとなる新工場「KOA七久里の杜」が完成し、10月1日に竣工式が行われました。

「KOA七久里の杜」は生産棟、めっき棟、食堂研修棟の3棟を建築し、総床面積は、約1万1千㎡、敷地面積は2万8千7百㎡。阿智工場及び匠の里からの工程移管を行い、フラットチップの特殊特製品を中心に生産を行う予定です。

また、春日中関上の京田原に建設中の南信州菓子工房株式会社は、7月26日に着工式が行われ、工場面積は約6百㎡、敷地面積は1千7百㎡で、11月末頃完成予定です。

工場では南信州で栽培される農作物を原材料とした、新しいスタイルのドライフルーツ菓子を製造する予定です、当社は市田柿を原材料とする、素材菓子を秋冬商品として販売する予定です。



建設中の南信州菓子工房株式会社



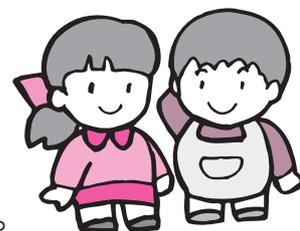
KOA株式会社「KOA七久里の杜」



あなたの気づきが 子どもを守ります

- ・いつも叱りつける声と泣き声が聞こえる。
- ・子どもに不自然なアザやケガがある。
- ・夜遅くまで遊んでいたりと、家に帰りたがらない。

など、「おかしい」と感じたら、迷わず連絡下さい。



*子育て支援室

45-1232

*児童相談所全国共通ダイヤル

0570-064-000

秘密はかたく守られます。

11月は **児童虐待防止推進月間** です

24年度 特定健診受診率速報

集団健診を終えて、現在の特定健診受診率は以下の通りです。(H24.10.9現在)

年度	20	21	22	23	24
受診率	33.9%	45.3%	41.6%	44.7%	52.3%

<24年度地区別受診率>

地区名	春日	駒場	伍和	智里東	智里西	浪合	清内路
受診率	47.5%	53.2%	53.6%	51.9%	51.1%	66.1%	47.7%

今年度は昨年度よりも多くの方に健診を受けていただきました。

結果報告会にも多くの方に参加いただき、食生活、運動習慣を振り返っていただきました。

1年に1回、自分の体の状態を確認することが健康への第一歩です。

まだ特定健診や人間ドックを受けていない方は、H25年3月末日までに健診を受けましょう。

健康教室を開催します!

生活習慣を見直す第一歩!
健康づくりを進めていくお手伝いをしています

食の講座① あなたの食事バランスは!? バイキング献立

日時: 10月24日(水) 19時~20時半 保健センター2階

内容: バイキング形式で自由に食事を選んでいただき、栄養士がアドバイスをします。

個別に1日に必要なエネルギー、ごはん量をお伝えします。

メニュー: 鶏肉とトマトのチーズ焼き、鮭とじゃがいもの揚げびたし、

そばろ煮(カレー風味)など全8品

食の講座② 塩分はどのくらい必要? 減塩=まずいは間違っている!!おいしく減塩♪

日時: 11月30日(金) 10時~11時半

食の講座③ 1日の野菜はどれくらい必要? 食べているようでとれていない!?

簡単・早い・おいしい♪ 圧力鍋&電子レンジを使った野菜料理

日時: 2月28日(木) 10時~11時半

新規事業

トリプルA (Achi Active Ageing) サポート事業

村民のみなさんが自主的に行う健康づくりのための運動や学習に対し、支援(補助金を交付)します。

○ 内容 有料の指導者を招いて自主的に行う、健康づくりのための運動や学習会の指導料を(1回につき5,000円を限度に、1年度12回まで)実費補助。

○ 対象 健康づくりの事業を行う概ね10人以上の集まり

※ 村・関係団体から補助・助成を受けている団体は対象となりません。

○ お問い合わせ 民生課 (TEL: 43-2220)

こんにちは 自立生活支援センターです No.5

～おたっしゃかい体験レポート<体操編>～

歳を重ねるごとに、運動不足を感じ始めている、自立生活支援センターの職員KとSが、おたっしゃかいの体操を体験してきました。

園原幸子先生を講師に行われている体操は、初心者の方にとっては、ついて行くだけで必死でした。参加者は70代～90代の方でしたが、毎週1回、この体操を継続することで、背筋がピンと伸び、足がスーと上がっているのがとても印象的でした。



▲園原先生(右端)の指導で、まずはイスでの体操から…

●日程・場所は…

地区	曜日	時間	場所
浪合	月曜日	当面午前のみ	浪合コミュニティーセンター
清内路	火曜日	午前9:30 ～ 午後3:30	清内路公民館
会地 智里東西	水曜日		中関高齢者 生きがいセンター
伍和	金曜日		伍和高齢者 生きがいセンター
リハビリ	金曜日	午後1:30～	保健センター

体操の時間：10時～11時

●利用者の声…

- 体操を始めた頃は体がだるくて大変だったが、今では筋肉がついて、転ばないようになったんだに。
- 家ではなかなか体操はできないが、ここへ来れば楽しんでできるに。
- 体操をすれば、体や足が軽くなったよう。
- 始めは恥ずかしくて名前も言えなかったけど、話をしているうちに言えるようになったんな。
- もっと若い人も体操をやればいいのになあと思っとるが、仕事があるわなあ。
- 最近では家で散歩をしたり、スクワットをするようになったんだに。

●体験してみても…

まだまだ「体操なんて…」と思っていましたが、体操を始めるには年齢は関係ない！と思いました。逆に早いうちから習慣にすることが大切だと痛感しました。

家で体操をすることは、なかなか大変なことです。このような場所で正しい指導のもとで行うと、効果も上がります。

日頃の体の重さや足腰の痛みが気になる方、一度この体操を体験してみてもはいかがでしょうか？

体操は10時から11時頃行っています。年齢問わず、どなたでもかまいません。一度覗いてみてください。



お問い合わせは
阿智村自立生活支援センター 45-1140まで

阿智高だより

vol.34

阿智村の皆様、こんにちは。

秋も深まり、朝夕、めっきり涼しくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。阿智高生は日ごろの授業はもとより、大学受験、就職試験、高体連新人戦、強歩大会、クラスマッチ等に向けて、勉強に、部活動に頑張っています。それでは、最近の学校の様子をお知らせいたします。

中学生体験入学(7月)



サテライト講座開講(7月)



7月31日(火)、阿智高校には多くの中学生が、体験入学に訪れました。阿智高校についての説明を聞いた後、中学生は希望する講座に分かれて、授業を体験しました。部活動見学もあわせて行われました。

阿智高うちわ製作(7月)



ポロシャツ着用開始(8月)



7月28日(土)から同窓会60周年事業のサテライト講座が始まりました。夏季休業中、10日間、英語を中心に学習が進められました。また、阿智高うちわが製作され、役場や金融機関、中学校などに配られました。あわせて夏期制服(ポロシャツ)が製作され、Yシャツと併用で今年度から着用が始まりました。中庭の池も、同窓会・PTAのご支援により改修され、敷石を渡って中庭を散策する生徒が増えました。

金魚や鯉が泳ぐ中庭の池(7月)



飯田女子短期大学公開授業(9月)



9月25日(火)2学年人間コース生徒が飯田女子短期大学公開授業(地域文化論)に参加してきました。高体連新人戦県大会出場や生徒会新役員選出と2年生へのバトンタッチも始まっています。

ソフトテニス部新人戦県大会出場(10月)



生徒会正副会長選出(10月)



今年度の進路状況(H.24.10.9.現在)

【進学】日本福祉大学子ども発達学部(経済援助学費減免奨学生A:学費半額免除)、社会福祉学部、など

【就職】東海旅客鉄道株式会社、天恵製菓(株)、シチズン平和時計(株)、KOA(株)、アルテンハイム会地の郷、湯元ホテル阿智川、昼神グランドホテル天心、湯多利の里伊那華、など

大学や企業から、部活動やボランティア活動に積極的に参加した元気のある生徒が評価され、嬉しい合格内定通知が届き始めています。これからも、補習や個別指導を通して最後までバックアップしていきます。

Photo report [フォト・リポート]

いつまでもお元気で 100歳をお祝い



今年も100歳を迎える長寿者訪問が行われ、村長が祝状と敬老祝券、記念品を手渡して長寿を祝いました。

下清内路在住の櫻井かほるさんは大正元年生まれで、今年12月に100歳を迎えられます。お身体を大事になさって、いつまでもお元気で過ごしてください。

愛知県豊山町と 友好交流都市締結



10月6日（土）阿智村コミュニティ館で、愛知県豊山町と友好交流都市締結調印式が行われ、豊山町からは、町長をはじめ町民15名と行政・議会併せて27名が訪れました。

今後、文化、教育、芸術、経済、防災など幅広い分野で交流を行います。

中関区自治会防災訓練



8月26日（日）に村内一斉防災訓練が行われました。中関区自治会では阿智高等学校において、消防署と合同で、約160世帯が参加して行われました。

訓練は避難所開設、炊き出し、倒壊家屋救出、救護及び心肺蘇生、初期消火訓練が行われました。

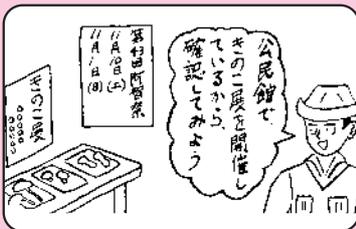
関東阿智村人会



10月10日・11日、首都圏在住の阿智村出身者でつくる関東阿智村人会の会員24名が村を訪れました。村人会の会員の内10名の方は村のふるさと大使に任命されており、村のPRなどの活動を行っていただいています。

秋の味覚

年 金太郎



あぜみち

九月は敬老の月でもあります。今年も本村では百歳をお迎えし総理大臣からのお祝状が届けられた方が三名おいでになります。三名とも女性の方であります。二名の方はお元気で庭の草とりをしているといっておられますが、二名の方はお元気で暮らしていただけることが、私達の何よりの願いです。二名の方はお元気で暮らしていただける方の日々の状態から学ぶことが多いと思います。

高齢者のみなさんが元気で暮らしていただけることが、私達の何よりの願いです。二名の方はお元気で暮らしていただける方の日々の状態から学ぶことが多いと思います。日常の動きに関心を示したり、趣味や農作業等目的をもって取り組んだり、周囲の人達と交りをもつ等、長寿の方には積極的に毎日を暮らしておられる方が多いことを毎年の敬老訪問で感じております。村としても安心して長寿を喜べる社会づくりに努めますが、高齢者の方も是非健康に気をつけて長寿を目指してください。

(一)

二十四年九月議会

村長あいさつ

はじめに

ご存知のように、野田内閣は、消費税の引き上げをしゃにむに押し通しました。これに自民、公明の野党

二党も加わり「税と社会保障の一体改革」という錦の御旗を掲げて進めました。しかし、実際には消費税増税が突出しているのみで社会保障改革や財政改革の全容は見えてきておりません。大震災の復興、原子力事故による避難住民対応など、待ったなしの緊急な課題や、尖閣諸島、竹島問題等国の安全保障に係わる問題が山積する中で、それらの議論を棚上げにして政権争いが繰り広げられております。

「決められる政治か決められない政治か」あるいは「既得権益はか非か」というように問題を単純化して二者択一を迫る傾向がマスコミの意識的な取り上げもあって国民の間に広がりを見せています。こうした感

覚で小泉構造改革を支持し、実現性に乏しかった民主党マニフェストに期待をかけてきました。それが裏切られると橋下維新の会に望みをかけるといふ動きが起こっており、選挙戦に大きな影響を及ぼす状況となっております。

こうした背景には、国民の中から進んで問題を解決するため、ことの本質を見極め、みんなで力を合わせて事に対処しようとするのではなく、一時の感情やマスコミ報道に左右されて安易に判断してしまうことがあります。しかし、大切なことは誰かに決めてもらうということではなく、決めてはならないことなのか決める必要はないことなのかを国民自身の責任で決めることであり、まず「既得権益打破」でなく、与えられている権利や権限は自分にとってマイナスかプラスかを見極め、守るべきか、なくすべきかを判断することとでなくてはなりません。

大飯原発再開を機に原発反対を掲げて多くの人々が首相官邸前で抗議行動を連続して行っております。一

方では、自ら責任を持って主張し決めていきたいと願う国民の行動も始まっております。

TPPや道州制問題等、我々に直接関係する問題についてはしっかりと主張していかなくてはならないと考えています。

阿智村の経済状況

わが国の経済は震災復興等の需要に支えられ、一部の分野においては成長を示していますが、多くの実体経済は厳しい状態にあると言われております。

こうした中で村内の経済状況も一層厳しさを増すものと予想されます。商工会がまとめた景況調査によると、製造業においては八月まではほぼ順調に推移したが、九月以降については悲観的な見方となっております。観光業については、震災前の一昨年並みで推移した模様であります。しかし、今後は予約申し込みが遅くなっている等、秋の入り込みが心配であるといわれています。今回実施したヘブンスそのはらの「スタービレッ

ジ・ナイトツアー」には三千三百人の入場者がありました。小売業や飲食業についても、ほぼ前年並みの売り上げが確保されたとされており、建設、建築関係とも受注減が続いておりますが、建築業では、村の住宅リフォーム補助金の六、七、八月の審査件数が十五件となっております。仕事の確保に貢献しております。

盟和産業本社に村議会議長とお尋ねし、事業の存続を要請してきました。主力は御嵩町に移行しましたが、従来からの製造継続に力を入れられるとの回答が社長さんよりありました。

この十月一日にはKOA(株)七久里の新工場が完成し操業が始まることになっております。また、京田原で建築中の「南信州菓子工房(株)」の新工場も年内の完成を目指して工事が進められております。

一方、産業公社が進めております、農産物販売は順調に推移し、直売や中京方面スーパー、愛知生協等への販売で現在のところ売り上げで昨年比百四十パーセント、出荷農家も百

戸に近くなっております。また、昼神温泉の旅館ホテルへの販売も三十万円ほどになっており徐々に増える見込みをたてております。

こうした状況に対して、経済対策についての確に対応して参らなくてはならないと考えます。

事業の進捗状況と課題

八月末をもって今年度も五ヶ月を過ぎましたが、昨年度から繰り越した事業を始め計画した事業も順調に進めております。繰り越し事業の内、防災用備品購入事業については、各自治会等との打ち合わせが終了しましたので配備していきます。

東海から九州沖を震源地とする南海トラフ巨大地震について、中央防災会議の有識者会議は、被害想定を公表しました。長野県内では最大震度六強と予測し、長野県内の死者五十人、負傷者二千人、建物の倒壊焼失は最大二千四百棟と試算しています。本村については、最大震度六弱と想定しております。位置的に見ても、県内被害想定は八割は飯田下

伊那地区で起こると考えられます。一層減災に対する備えを強化する必要があるとあります。

議会案件

今議会でご審議いただく案件は、人事案件一件、条例案件二件、決算案件七件、予算案件五件であります。決算案件の内、平成二十三年阿智村一般会計及び各特別会計決算の承認を得るものであります。

一般会計決算は、歳入合計六十七億六千六百五十五万四千三百五十五円、歳出合計六十一億三百四十万七千四百九十九円、歳入歳出差引額六億六千三百十四万六千八百五十六円、翌年度への繰り越し財源一億二千四百八十五万七千円を差し引いた実質差し引き残額は、五億三千八百二十八万九千八百五十六円となりました。昨年度からの繰越金六億三千二百三十三万二千円、財源補填的繰入金二億三千四百八十九万九千円を差し引き、年度内積立金二億六千二百九十一万八千円を加えた単年度実質収支額は、六千三百一十一万二千円の赤字となり

ました。しかし、財政補填的な臨時財政対策債一億六千万円を借り入れなかつたことや起債の繰り上げ償還を一億七千六百八十万三千円行つたのでこれを勘案すると二億七千三百六十九万九千円の実質黒字となります。

歳入については、税制度の改正で村税が二百五十万円ほど前年度より増となっておりますが、村債が五億四百六十万円減となっておりますので総額では、六億六千五百十六万六千円の減となりました。歳出については、人件費が八億七千六百六十九万円と二線八百十五万五千円、前年度を上回りました。この主な原因は、職員等の給与が二百五十万円ほど上回り、多くは議員共済制度の改正による共済負担金が一時的に増えたことによるものであります。なお制度改正による増額分は交付税で措置されます。扶助費は高齢化が進むことで毎年伸びますが千二百二十万円ほど増となっております。

この結果、地方債の現在高は、一般会計で昨年より四億五千四百六十二万二千円減の六十三億四千三百八

十五万八千円、特別会計で二億九千八百二十万六千円減の三十九億五千二百三十三万六千円となりました。合計では七億五千二百六十四万八千円減の百二億九千四百九万四千円であります。

一方、基金残高は、一般会計で昨年度より二千三百五十七万四千円増の四十六億千五百一十一万八千円、特別会計では百七十八万七千円増の六億八百二十九万九千円となり、合計では二千五百三十六万九千円増の五十二億九千九百八十九万九千円となりました。財政の健全化を見る指標については、経常収支比率で基準値を上回る七十九・二%、実質公債比率は、昨年度より二・三%改善され九・一%となっております。

六月定例議会でご詳しくご説明しました各種会計での未収金についてであります。その後も滞納整理を進めてまいり、八月九日現在で五百二十四万八千円の徴収を行いました。一般、特別会計合計で七千三十七万九千円の未収金となっております。六月にも申し上げましたが、これ

以上の滞納が増えることは全てに悪影響を及ぼすこととなります。滞納額の減少のため庁内を挙げて努力致さなくてはならないと考えます。

二十三年度は、大きな事業も行いましたが地方交付税等が順調に交付されたこともあって健全財政を維持することが出来ました。今後は合併特例措置の切れる三年後を想定した計画的な財政運用を進めなくてはなりません。公共施設等の適切な管理についても今回委員会を設置し検討をいただきますが一層無駄を排していかななくてはなりません。

予算案件は、一般、特別ともに補正予算についてであります。

一般会計補正予算第四号は、既定の歳入歳出予算四十六億七千八百六十六万円に歳入歳出それぞれ五億三十八万二千円を追加し歳入歳出総額五十一億八千三百四十四万二千円とするものであります。

歳出の主なものは、自然エネルギー問題の関心を高めるため環境フェア開催や水力、太陽光発電のモデル施設設置に四百六十万円、今回新た

に、民間事業者が行う福祉施設整備に対する補助金制度を設けました。これにより「夢のつばさ」が計画する重度障害書者のケアホームに補助金を交付することとし、建設補助金千七百七十七万円、新たに国の農業後継者対策である「農業後継者に就農支援金を一定期間年百五十万円給付する事業」に本村で七名が該当になったので、百%国からの交付金分千二百五十万円、議員のみなさんからご

提案のあった図書室環境を改善するため第一、第二、第三小学校図書室冷房設置四百四十万円、前年度の繰越金の二分の一を財政調整基金に積立二億五千四百四十四万円、残りについては補正財源に充当するとともに、保育園の耐震化に充当する公共施設整備基金二千七百万円全額の減額と臨時財政対策債九千万円全額減額と、起債の繰り上げ償還を九千六百八十五万円追加して一億二千六十四万三千円行うこととしました。

特別会計についてはそれぞれ必要な補正を行います。

また、追加日程として、教育委員

の任命同意についてお願いを致しております。それに関連して若干意見を申し上げたいと思います。教育をめぐると問題が発生するつど、教育委員会の在り方が話題に上り、教育委員会の形骸化、廃止を主張する首長も出てきております。私がかねてから、こうした風潮について大きな危惧を持っておりました。戦後民主主義の大きな柱に教育基本法の制定や、

一般行政からの教育行政の独立がありました。市町村の教育行政の責任は、市町村教育委員会が担う制度が確立したのであります。「教育の地方自治」といわれるものであります。

教育委員は当初公選で選任され、教育委員の合議によって教育委員会が運営され、教育行政をつかさどるものとして教育長が置かれていました。

しかし、間もなくして教育委員の公選制は廃止され、首長の任命制に切り替わり、その後の動きは、制度発足当初の理念実現の方向で発展してこなかったと思っております。ここ数年、阿智村教育委員会は教育長不

在で推移し、委員長を中心にした教育委員会本来の運営を進められてきていただいております。

私は、現下の教育問題を考えると、教育委員会の形骸化や、廃止でなく権限の強化や、住民の皆さんの教育要求に応える教育委員長を中心とした責任ある教育行政が進められることを望むものであります。

第五次総合計画・後期計画

現在、第五次総合計画の後期計画の作成中ではありますが、これに関連してこのほど経験しましたことについて申し上げます。

「首長が変わることが職員を変えることだと思っております。職員が変われば役場が変わる。役場が変われば地域が変わる。地域が変われば、海士町というなら島が良くなることだということです。」これは、島根県海士町の山内道雄町長が語っている言葉の一節であります。海士町は隠岐の島前地区にある人口二千四百人の町であります。現在、島の新しい産業おこしを始め大変注目を集め

ている町であります。

「自分たちの島は自ら守って、自ら築く」ことを目標に、町長自らの給与を五十%削減し、職員も自発的に賃金カットに応じそれらも原資として「島にある第一次産業、海と山

のものを再生によって商品化して、島の外から金を持ってくる。」取り組みを進めました。「賃金カットまでして、役場もやるもんだ」という住民の共感が危機脱出のカギとなっ

たのではと町長は語っております。その後は、町外に新たな取り組みの知恵を求め、この目標に賛同する多くの人々が町に住みつきました。専門的知識を持つ人や具体的に事業開発に取り組みたい人と、従来から業としていてる人との開発の組織を立ち上げ、そこに様々な支援を行い、事業化していくという手法で、「ざざえカレー」、岩ガキ「春香」、「活きいか」、「隠岐牛」等のブランド品を生み出してきました。この結果七年間で百八十五人の雇用を生み、百八十八世帯、三百十人が住みついております。

そして今、子供たちが島に目覚めて中心になってくれるよう「人間力あふれる人づくり」に取り組んでいます。私たちが視察の目的とした島前高校、町営学習塾の取り組みもそのためであります。

本土から、フェリーで四時間かかなくてはならない遠隔の地で、自立的な地域づくりを進めているこの実践から私たちは多くを学ばなくてはなりません。

特にふるさと海士町を愛する人々の町を守る覚悟であります。すべての町民や職員がそうであったわけでありませんが、その気持ちがなくては、ことは始まらなかつたと思いません。

そして、目標設定したことは必ずやり遂げるといふ強い覚悟でことに臨んでおられることが良い結果を生み出している源でありました。

話の過程で、阿智村をどのような村にしたいのかという目標について聞かれました。わたくしは、海士町が設定しているような具体的な応えに窮しました。覚悟の程を見透かさ

れたような気がしました。「目標さえしつかりしていればそれを実現するための戦略や戦術は立てることが出来る。目標が曖昧では打つ手が無い。」と云われました。行政に携わる我々の覚悟が成否を分ける大きなカギとなることを学ばせて頂きました。

第五次総合計画の前期計画は、今までの計画より具体的ではありませんが、目指すべき将来像が曖昧な状況で、住民のみなさんの解釈に任せる所が大きかつたと思います。村を取り巻く経済状況が厳しく外部経済依存では地域の存続は危ういものがあります。若者の流出により人口減少は止まることがないと考えられます。

こうした厳しい状況下を乗り切っていくための後期計画は、「一人ひとりの人生の質を高められる持続可能な村」の将来像、住民のみなさん一人ひとりがこの村に生きること誇りと感じ、この村に生きること豊かな人生を送ることが出来ること確信

できる村の条件は何か。こうした誇りうる地域が、「人」も「自然」も

「営み」も続いていくための条件は何かあらためて見極めたうえで作れることが大切であると考えます。

現在議会においてもご協議頂いておりますが、庁内論議や、各種審議会、地区懇談会等においてご協議頂き三月議会には議決頂くよう取り組みを強化してまいりたいと考えます。また、これと並行して来年度の予算編成にも取り組んでまいります。

おわりに

先に申し上げましたように、今定期会は議員のみなさまにとつては任期最後の定例会でございます。多くの皆様が再選されて引き続きご尽力たまわることが期待し、また、今期で後進に道を譲られるみなさまには、この経験を今後の村づくりに活かしていただくことをお願いし、ごあいさつと致します。